(整理番号：[redacted])

令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日

株式会社[redacted]

販売責任者[redacted]様

消費者庁取引対策課長

特定商取引に関する法律の遵守について

消費者庁取引対策課は、特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特定商取引法」といいます。）を所管しているところ、貴社は、特定商取引法第２条第２項に規定する通信販売を行っていると認められます。

このたび、貴社が運営しているインターネット上のウェブサイト

https://[redacted]

（以下「本件ウェブサイト」といいます。）を令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日に確認したところ、下記のとおり、特定商取引法に違反しているおそれがある事項が確認されました。

消費者に誤認を与えるような表示の削除や、特定商取引法で表示が義務づけられている事項の追加等、適切な措置を講じてください。

なお、特定商取引法に違反した販売業者等は、業務停止命令や指示、業務禁止命令などの行政処分のほか、刑事罰の対象となる可能性があることを申し添えます。

記

Ⅰ．通信販売についての広告（特定商取引法第１１条）

通信販売についての広告をする場合に特定商取引法で表示が義務づけられている項目のうち、以下の項目について、特定商取引法に違反しているおそれがありますので、適切な措置を講じてください。

商品の売買契約を２回以上継続して締結する必要があるときは、その旨及び金額、契約期間その他の販売条件

（特定商取引法第１１条第５号、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」）第８条第７号）

（いわゆる定期購入の表示）

※「商品の売買契約を２回以上継続して締結する必要があるとき」については、その旨（定期購入である旨）及び金額、契約期間その他の販売条件について全て表示しなければなりません。

【契約期間の表示】

・最初から契約期間（回数）が決まっている場合にはその契約期間（回数）を、購入者から解約の通知をしない限り契約が継続する無期限又は自動更新のある契約である場合には、その旨を示す必要があります。

【総額の表示】

・定期購入する際に、購入回数（期間）が決まっている場合には、購入者が支払う価格については、「総額表示」あるいは、総額が計算できるよう「初回＋２回目以降の価格」について表示する必要があります。

なお、購入回数に条件（回数縛り等）がある場合は、その旨及び総額を特に分かりやすく表示し、また、期間の定めを設けていない定期購入契約の場合は、半年分や１年分などまとまった単位での購入価格を目安として表示してください。

【支払時期及び引渡時期の表示】

・２回目以降の代金の支払時期や商品の引渡時期が、初回の条件と異なる場合には、その条件を表示する必要があります。

例１）支払時期　初回：申込から○日以内、２回目以降：商品お届けから○日以内
　　引渡時期　初回：申込から○日以内、２回目以降：前回発送後３０～３５日以内

例２）初回支払時期：申込から○日以内、
　　引渡時期：申込から○日以内、２回目以降は、毎月○○日に商品発送、支払いは配送後○日以内に振込み

【解約条件の表示】

・解約するにあたり、最低契約期間（回数）についての条件がある場合には、その条件を表示する必要があります。また、その条件に基づき解約する際には、いつまでにどのような手続きを行う必要があるかについても表示しておく必要があります。

※本件ウェブサイトにおいては、広告ページに、「お得な定期コースは毎月に自動でお届けするコースです。」と表示しているところ、「契約期間」を明確に表示してください。

なお、１回の契約で複数回の商品の引渡しや代金の支払を約することとなる場合は、特定商取引法第１１条第１号から第３号までの規定により、購入者が支払うこととなる代金の総額等の条件を全て正確に表示する必要があります。

Ⅱ．顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為（特定商取引法第１４条関係）

本件ウェブサイトにおける次のような表示は、顧客の意に反して契約の申込みをさせよ

うとする行為に該当するおそれがありますので、適切な措置を講じてください。

① 申込みとなることを顧客が容易に認識することができない表示
（省令第１６条第１号及び第３号）
※顧客が契約の申込みのための操作又は書面の送付を行う際に、当該操作又は書面の送付が契約の申込みになることが容易に認識できるように表示する必要があります。

② 申込みの内容を容易に確認し及び訂正することができない表示
（省令第１６条第２号）
※購入者が定期購入契約の申込みを行う際に、最終段階の画面（いわゆる最終確認画面）において契約の主な内容を全て表示し、購入者がそれを容易に確認し及び訂正できるようにしておく必要があります。

＊定期購入契約の主な内容
・契約期間（商品の引渡しの回数、購入者から解約通知がない限り契約が継続する無期限又は自動更新のある契約である場合にはその旨）
・購入者が支払うこととなる金額（各回ごとの商品の代金及び送料並びに支払総額等）
・各回ごとの商品の代金の支払時期
・その他の特別の販売条件（購入者が商品を購入しなければならない回数が決められている場合にはその旨及びその回数並びに解約条件等）
なお、解約条件等の定期購入契約の主な内容に商品の引渡時期が密接に関連する場合は、各回ごとの商品の引渡時期も含まれる。

※本件ウェブサイトにおいては、契約の申込みの最終段階の画面に当たると考えられる「ご注文確認」画面に、「契約期間」の表示がありません。

※本件ウェブサイトにおいては、「特定商取引法に基づく表示」内に、「解約条件及び方法」、「２回目以降の支払時期及び引渡時期」を表示していますが、「ご注文確認」画面にも表示してください。

なお、インターネットを利用した通信販売等において、「お試し無料」、「お試し価格〇円」、「初回無料」、「初回〇円」等をうたい、実際は定期購入を条件とした契約を締結させるといった、定期購入に関する消費者トラブルがここ数年で急増しているところ、消費者を誤認させるような広告をした場合には、特定商取引法第１２条（誇大広告等の禁止）に該当する可能性があり、行政処分や刑事罰の対象となりますので、十分に注意してください。

また、以下のサイトを参照し、貴社のウェブサイトの内容で不適切な事項がないかの確認についても併せて行ってください。

＜参照サイト＞

通信販売に対する規制について

https://www.no-trouble.caa.go.jp/what/mailorder/rule.html

通信販売広告Q＆A

https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/advertising.html

「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドライン

https://www.no-trouble.caa.go.jp/pdf/20210629ra02.pdf

(連絡先)

住所　東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館７階

電話　０３－３５０７－９２１１

eMail　g.auct@caa.go.jp

消費者庁取引対策課　通信販売担当